

第2部 総合的な施策の推進

第1章 環境に関する条例

1 茨木市環境基本条例

近年、地域の環境、さらには地球環境を健全な状態に保全するとともに、これを将来の世代に引き継ぐことが重要な課題となっています。「茨木市環境基本条例」は、このような状況を踏まえ、環境の保全及び創造についての基本理念と、本市環境施策の基本的事項などを定めることによって、「人と環境にやさしい都市ー茨木」の創造に向け、施策を総合的、計画的に推進するために定めたもので、前文と24条及び附則で構成されています。条文の詳細は、巻末の資料をご覧ください。この基本条例は、平成15年4月から施行されています。

2 茨木市生活環境の保全に関する条例

本条例は、「茨木市環境基本条例」第12条の規定により、生活環境の保全のため公害等の原因となる行為に関して必要な規制を行うとともに、市、事業者及び市民の責務並びに環境の保全に必要な措置を定めることにより、良好な生活環境の保全を図り、環境への負荷を低減する事を目的として平成20年9月に制定、平成21年4月に施行しました。

本条例は未規制事業所の規制、建設工事施工時の事前説明、土壌・地下水汚染に係る調査への協力、ライフサイエンス系施設の協定締結の手續、愛がん動物等の適正管理、あき地及びため池等の適正管理等について定めています。

第2章 環境計画

1 環境計画等をめぐる国・府の動向

国では、「環境基本法」第15条に基づき、環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、21世紀初頭までの施策の基本的方向等を示す「環境基本計画」が平成6年12月に閣議決定されました。また、平成18年4月に見直しが行われ、「第三次環境基本計画」が閣議決定されています。

この計画ではめざすべき社会として、「環境と開発に関する国連会議」（地球サミット）のテーマでもあった「持続可能な社会」を掲げ、第二次環境基本計画での「循環」「共生」「参加」「国際的取組」の4つの長期的目標が継続して設定されています。また、10の重点分野政策プログラムを展開することとされています。

さらに、平成15年3月には環境への負荷の少ない持続可能な社会の形成をめざす「循環型社会形成推進基本計画」が策定され、一人ひとりのライフスタイルのあり方も含めた環境問題への取組が求められています。

一方、大阪府においても、「大阪府環境基本条例」に基づいて策定された「大阪 21 世紀の環境総合計画」の見直しが平成 22 年 5 月に行われ、「大阪 21 世紀の新環境総合計画」が策定されており、同計画の長期的な目標である「府民がつくる、暮らしやすい環境・エネルギー先進都市」の構築に向けた諸施策の推進が図られています。

2 本市における取組

本市では、これら環境をめぐる情勢を踏まえ、「人と環境にやさしい都市－茨木」をめざし、環境行政の体系的な推進を図り、市民や事業者と連携し、よりよい環境の保全と創造に向けた取組を進めるとともに、一事業者として取り組む環境に配慮した行動をまとめた率先実行計画である「エコオフィスプランいばらき」に基づき、環境にやさしい市役所に向けて取り組んでいます。

また、今日における環境問題の多様化や持続可能な社会経済システムの構築といった課題に対応するため、「茨木市環境基本条例」第 8 条の規定により、平成 15 年度に新たな環境基本計画を策定するとともに、その他の計画についても位置づけを見直しました。

さらに、エネルギー問題等に対応するため、より効果的、加速度的に新エネルギー・省エネルギーの導入普及を図ることを目的とした「茨木市地域エネルギービジョン」を、平成 23 年 2 月に策定し、取組を進めています。

3 茨木市環境基本計画の概要・内容

(1) 概要

平成 15 年 4 月に施行した「茨木市環境基本条例」第 8 条の規定に基づき、平成 16 年 3 月に「茨木市環境基本計画」を策定しました。

この計画は、平成 10 年に策定された「環境プランいばらき 21」を「茨木市環境基本条例」の趣旨に添って、全面的に見直し、環境の保全及び創造に関する目標や総合的かつ長期的な施策大綱をまとめたもので、本市の新しい環境の指針として、茨木市環境審議会での審議やパブリックコメントを経て策定されました。対象となる地域は本市全域で、計画の期間は平成 16 年度から 27 年度までの 12 年間としており、本市の新たな施策の策定や実施にあたっては、本計画との整合を図ります。

計画書は市役所の情報ルームで閲覧できるほか、環境政策課のホームページにも掲載しています。また、概要版を図書館等に設置し、配布しています。

(2) 内容

まず第1章では、計画の基本的な考え方として、策定の背景や対象などについて触れています。次に第2章で策定当時の本市の現況と環境の課題について紹介しています。

第3章から本論に入り、望ましい環境像である「人と環境にやさしい都市ー茨木」の創造をめざすため、「茨木市環境基本条例」第7条の施策の基本方針を受けて、

- ・良好な地域環境の確保
- ・人と自然との共生
- ・循環型社会の構築
- ・地球環境の保全
- ・市・市民・事業者の協働

という5つの目標及び取組施策を掲げています。また、これらの目標を達成するため、市・市民・事業者がそれぞれの環境への関わりと役割や責任を自覚し、協働して積極的な取組を行うことについて述べています。

第4章では前述の5つの計画の目標を実現するため17の施策に展開し、それぞれの施策について方向を定め、本市を構成する市・市民・事業者の各主体がそれぞれ具体的に取り組むべき内容及び協働して取り組む内容を述べています。

第5章では、前章の「施策の方向」に基づいて市が取り組まなければならない施策のうち、特に緊急を要し、重点的に取り組むべきものとして、

- 1 循環型都市づくりの推進
- 2 自然環境の保全とふれあいの促進
- 3 地球温暖化対策の推進
- 4 環境に関する教育・学習の推進
- 5 市民・事業者の取組支援

の5つを「重点施策」として取り上げ、市民・事業者と連携しながら、関係部局が一体となって総合的・体系的に推進する取組を述べています。

第6章では「計画の推進」として、計画の推進体制としてめざす「茨木市環境ネットワーク(仮称)」の設置や、当面の環境審議会を中心とする推進体制を記述しています。また、市内部では計画の実効性の向上をめざして、環境マネジメントシステムの考え方であるPDCAサイクルの手法に基づき、効果的に計画を推進するとともに、毎年推進状況を年次報告書として公表することについて述べています。

茨木市環境基本計画の施策体系



第3章 審議会

1 茨木市環境審議会

(1) 概要

「茨木市環境基本条例」第24条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項等を審議するため、平成15年12月に「茨木市環境審議会」を設置しました。

委員は12人で学識経験者、各種団体の関係者、市民委員等で構成されています。任期は条例で2年と定められています。

この審議会には、公募による市民委員2人にも参加していただいています。

平成22年度末現在の委員名簿は右表のとおりです。

会議は原則として全て公開となっており、開催前には日時・会場等が公開されますので、ぜひ傍聴してください。また、会議録は会議資料もあわせて情報ルームに設置するとともに、ホームページでも公開しています。

平成22年度は会議を1回開催し、市の主要な環境施策について報告しています。審議会の開催状況については下表のとおりです。

環境審議会委員名簿(50音順)

平成23年3月31日現在

氏名	所属等
阿部 信晴	大阪大学准教授
上村 智子	公募市民委員
圓入 克介	元梅花女子大学教授
金子 良信	(株)平和堂総務次長
近藤 明	大阪大学准教授
相馬 芳枝	神戸大学特別顧問
瀧端真理子	追手門学院大学准教授
天保 好博	環境教育ボランティア連絡会
西村紀久子	地球温暖化防止活動推進員
林 高	公募市民委員
原田 智代	京都精華大学講師
三輪 信哉	大阪学院大学教授



茨木市環境審議会

審議会開催状況

回数	開催日時	場所	議事の概要
第1回	平成22年12月21日 15:00~16:30	茨木市役所 南館3階 防災会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・いばらきの環境について(平成21年度年次報告書) ・「(仮称)地域エネルギービジョン」(案)について ・路上喫煙防止対策の現状報告について ・本市のごみの排出量等について ・その他